

資料 2

令和 7 年度県政広報テレビ番組（レギュラー番組）の制作及び放送業務公募実施要領

1 趣 旨

テレビ番組の制作及び放送を通じて、県政に関する情報をより多くの県民に対してコンパクトに分かりやすく伝えることを目的とします。

2 概 要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度県政広報テレビ番組（レギュラー番組）の制作及び放送業務
- (2) 業 務 期 間 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日
- (3) 契約限度額 11,616,000 円（消費税及び地方消費税 1,056,000 円を含む。）
- (4) 業務の内容 令和 7 年度県政広報テレビ番組（レギュラー番組）の制作及び放送業務仕様書(資料 1)のとおり

3 事務を担当する部署

- (1) 名称
香川県知事公室広聴広報課（広報グループ）
- (2) 所在地
〒760 - 8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号（県庁本館 9 階）
- (3) 連絡先
電話：087 - 832 - 3078（直通） FAX：087 - 862 - 4514
E-mail：kocho@pref.kagawa.lg.jp

4 応募資格

本業務を適確に遂行するに足りる能力を有する者で、次の各号のすべてに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者としません。

- (1) 県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者
- (6) 技術及び設備を有し、過去 5 年以内に本業務と同種の業務を受託した実績を有する者

5 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

応募申込書（様式1）及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下、「応募申込書等」という。）を提出してください。

(1) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで持参又は郵送(期間内必着)

(2) 受付期間

令和6年12月24日(火)から令和7年1月9日(木)まで

(香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く8:30~17:15まで)

(3) その他

応募申込書等を提出した者全員に対し、1月14日(火)までに確認結果を書面で通知します。
応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

6 質問の受付

説明会は開催しません。

実施要領等、企画提案に関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付場所

上記3と同じ

(2) 受付期間

令和6年12月24日(火)から令和7年1月9日(木)まで

(休日を除く8:30~17:15まで)

(3) 提出方法

質問書(様式4)を使用して、直接持参するか、FAX又は電子メールで提出してください。

なお、電子メールの場合は、件名を「令和7年度県政広報テレビ番組(レギュラー番組)の制作及び放送業務に関する質問」としてください。

(4) 回答方法

1月14日(火)に応募資格要件に適合する者全員に書面で回答します。

(5) その他

企画提案後は、実施要領等に関して不知又は不明であることを理由として異議を申し立てることはできません。

7 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書は、令和7年度県政広報テレビ番組(レギュラー番組)の制作及び放送業務企画提案書作成要領(資料2-1)を参照の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式2) 10部 ※作成要領(資料2-1)を参照
1事業者につき1案とします。

② 見積書（様式3） 1部

見積金額は消費税及び地方消費税を含めて記載してください。

(2) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで持参又は郵送(期間内必着)

(3) 受付期間

令和7年1月14日(火)から令和7年1月24日(金)まで

(休日を除く 8:30~17:15 まで)

(4) その他

期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

9 審査及び選定

(1) 選定方法

県に設置する選定委員会において、企画提案内容と見積金額を審査基準（資料3）に従って審査の上、契約候補者を選定します。審査は、書面による第一次審査とプレゼンテーション及び提案書等の評価による第二次審査とします。

(2) 第一次審査

書面審査を行い、全審査員の合計得点が高い5事業者を第一次審査通過とします。ただし、事業者数が5事業者以下の場合は、応募資格要件を満たしたものを第一次審査通過とします。また、合計得点が同点のため上位5位が5事業者を超える場合は、5事業者に絞らず5事業者を超えた上位5位までの事業者全てを第一次審査通過とします。

(3) 第二次審査

第一次審査で選定された事業者にプレゼンテーションを行っていただき、内容審査を行います。

① 日時及び場所

令和7年2月上旬を予定。

日時及び場所については、第一次審査で選定された事業者に後日通知します。

② プレゼンテーションの方法

選定された事業者ごとに、提案内容について15分以内で説明をしていただき、説明終了後に選定委員が質問を行います。1事業者当たりのプレゼンテーションの時間は、説明と質

疑を含めて、合計 25 分以内とします。

(4) 決 定

第二次審査の結果に基づき、契約候補者（1 者）を決定します。

(5) 審査結果の通知

第一次審査及び第二次審査の当落結果と契約候補者名は、応募者全員に書面で通知します。審査結果についての異議申立ては一切受け付けません。また、選定に至った経過、理由等の公表は行いません。

10 契約

県は、契約予定者から提出された提案書を参考に協議を行い、契約を締結します。

契約書には、採用した提案内容を明記した仕様書を添付します。

協議が整わない場合又は上記 4 の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った事業者と協議の上、契約を締結することがあります。

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は支給しません。

(2) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しません。

(3) 提出された書類について受領後の差し替え及び再提出は認めません。

(4) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。

(5) 業務については広聴広報課と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更が生じることをあらかじめ了承し、柔軟な対応をとることとします。